平成２１年（フ）第２６０号
北海道帯広市南の森西４丁目３番地２
債務者　後藤　正博
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２６１号
北海道帯広市南の森西４丁目３番地２
債務者　後藤　雅子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２９４号
北海道中川郡幕別町字相川475番地の９
債務者　熊谷　直己
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２０年（フ）第６３０号
栃木県鹿沼市上日向945番地１
破産者　株式会社マルタケ
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０４号
岩手県大船渡市立根町字前谷地２番地１
破産者　有限会社サンリク陸送
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第２４２号
埼玉県熊谷市河原町１丁目115番地　タカギハイツ202号、商業登記簿上の本店所在地埼玉県熊谷市広瀬486―１
破産者　有限会社スリーハーツ
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第９１２号
千葉市花見川区三角町123番地の２
破産者　昭和建鉄株式会社
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第２３６１号
愛知県春日井市稲口町３丁目12番地の４
破産者　有限会社サンマート
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第８０９３号
大阪市住吉区清水丘３丁目３番５号シマダデザインビル２階
破産者　有限会社コムテック
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５４３号
大阪市中央区北浜２丁目３番10号
破産者　さくらパートナーズ株式会社
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８０８号
大阪府枚方市藤阪東町４丁目25番19号
破産者　有限会社福栄重機械工業
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４７６号
大阪府東大阪市西岩田４丁目６番３号
破産者　有限会社サン・ルート
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７０３号
大阪府寝屋川市黒原旭町25番８号
破産者　有限会社清水工業
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６９３号
大阪市天王寺区清水谷町３番22―506号
破産者　有限会社誠酒販
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７４６号
大阪府箕面市桜ヶ丘２丁目９番20号
破産者　エムズファクトリー株式会社
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９９号
香川県高松市三条町233番地
破産者　中打建業有限会社
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１８２号
北海道留萌市錦町１丁目101番地の17
破産者　株式会社ヒワタリ
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２号
茨城県日立市本宮町５丁目４番11号
破産者　有限会社日立花卉
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２６６号
岐阜県関市下之保2785―１、商業登記簿上の本店所在地岐阜県関市下之保2913番地の１
破産者　有限会社ニシブ
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４号
岐阜県安八郡輪之内町大薮623番地
破産者　吉田合資会社
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１４号
岐阜県中津川市茄子川字中垣外1683番639
破産者　昭和建設株式会社
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１２７号
岐阜県土岐市曽木町314番地
破産者　水野　慎治
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部